

農業委員会だより

第1号
大樹町農業委員会
広報委員会

事務局
☎6-2110

第24期 大樹町農業委員会体制が決定

会長に穀内和夫氏、会長職務代理者に原口武実氏

会長

穀内和夫



会長職務代理者

原口武実



会長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

このたび、第24期農業委員の改選により、会長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。私をはじめとして、18名の農業委員が一丸となって、大樹町農業の発展のため尽力しますので、これまでも同様、お力添え賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて今年の天候は、平年と比較して、春先から雨量が少なく、日照時間も少ないため、畑作物や飼料作物への影響が懸念されましたが、作況調査の指標値などを見ますと、畑作物は平年並みで推移しており、まずは安堵しているところです。

飼料作物については、天候不順により、一番牧草の収量不足や収穫時期の遅れによる牧草の品質低下が懸念され、今後の生乳量の低下などが心配されます。

また、世界的に拡大の一途を辿っている新型コロナウイルス感染症は、日本の観光産業や飲食サービス業などをはじめとして、あらゆる産業の経済活動に悪影響を及ぼしており、農業分野においても、先行きに不安を抱かざるを得ない状況であります。

このような情勢ではありますが、農業委員会の活動としては、その主たる業務である、「担い手への農地等の利用集積・集約化」、「遊休農地の発生防止、解消」、「新規就農の促進」など農地の保全や次世代を担う農業者の確保などに努めて参ります。

まず、1点目の「担い手への農地等の利用集積・集約化」ですが、現在、公共牧場などを除く大樹町における農地面積は、約12,520haあり、そのうち、担い手の農業者が経営する農地が約12,000ha（うち賃借している農地が約2,370ha）となっており、集積割合は約96%となっております。

今後も農地の利用集積が進むよう、地域の農業者の協力を得たり、調整を図りながら実施して参ります。

次に2点目の「遊休農地の発生防止、解消」ですが、当農業委員会では、関係機関の協力を受けて、年1回、全町的な農地パトロールを実施しています。

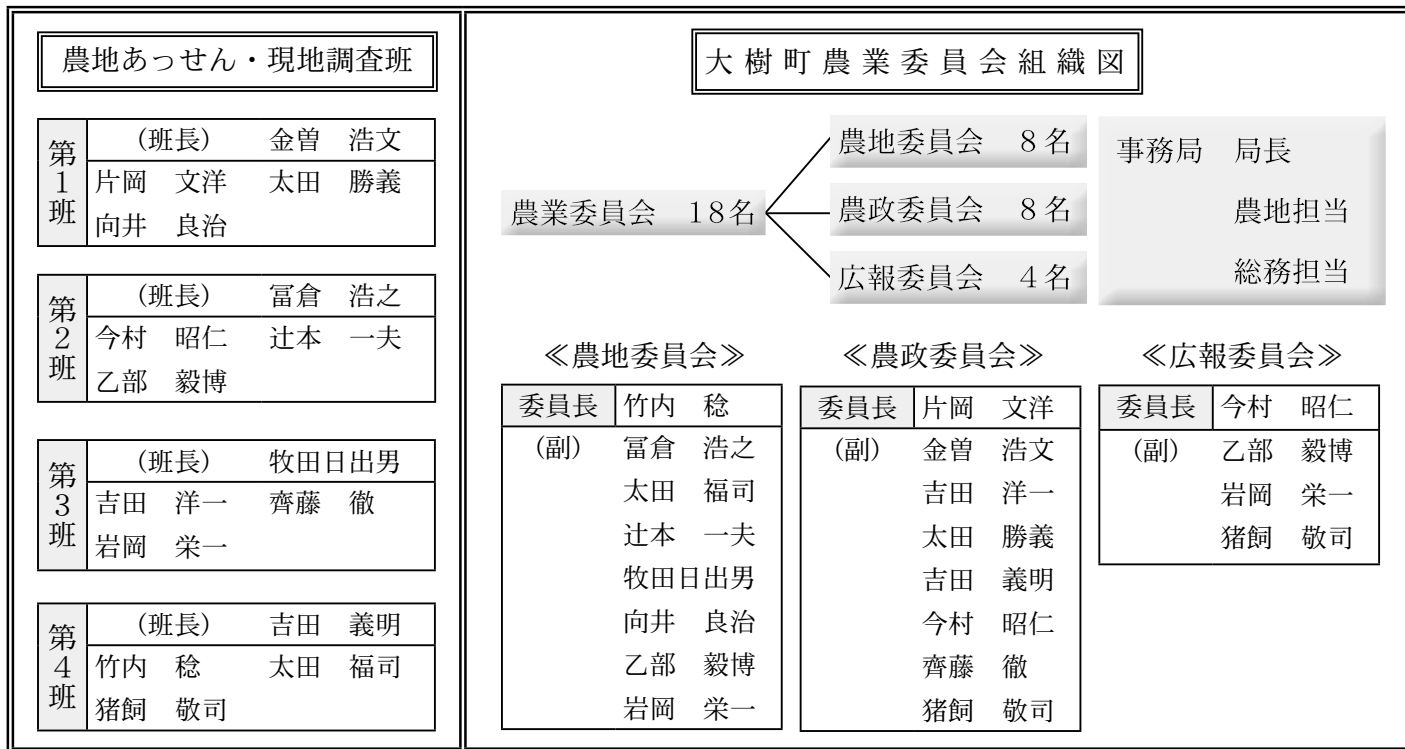
また、各地区に担当の農業委員を割当して、遊休農地の発生防止に努めており、今後も継続して参ります。

最後に3点目の「新規就農の促進」ですが、少子高齢化が進む日本の社会において、地方における今後の人口推計は深刻な状況となっております。

そのような状況の中、現在でも町の農業従事者の人手不足は深刻であり、将来を担う新たな農業者の確保が必須です。

今後も、関係機関と協力し、地域の農業者と調整を図りながら、「新規就農の促進」に努めて参ります。

結びになりますが、これから収穫の秋を迎え、農作業事故のないよう、また、健康に留意し、豊穡の秋を迎えられますことをご祈念しまして、会長就任にあたってのご挨拶といたします。



農家のための農業者年金

次の①～③を満たす農業従事者なら誰でも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事している ②国民年金の第1号被保険者である ③20歳以上60歳未満である

・高齢農家の家計費は夫婦2人で月額約23万円必要（総務省家計調査より）ですが、国民年金の支給は夫婦で月額約13万円です。この不足分を農業者年金がカバーします。

農業者年金に加入すれば ～保険料月2万円の試算～			
加入年齢	納付期間	保険料の国庫補助のない加入の場合	
		保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額（年間）
20歳	40年	960万円	63万円～75万円
30歳	30年	720万円	42万円～50万円
35歳	25年	600万円	33万円～39万円

独立行政法人 農業者年金基金資料より

・農業者年金の給付は、自分の支払った保険料の積立による農業者老齢年金と、国庫補助（政策支援）の積み立てによる特例付加年金があり、原則65歳から（特例付加年金は、農業者年金に20年以上加入し、さらに経営継承をすることが必要）生涯支給されます。

農地利用状況調査（農地パトロール）の実施

農地法第30条の規定により、毎年1回農地の利用状況について調査を行うこととなっております。この調査は、遊休地や農地転用許可した案件の履行状況などについて現地調査を行い、不適切な農地利用が確認された場合は、農業委員会が適切に利用するよう指導を行うこととなっております。

この調査は、10月上旬から11月上旬に行いますが、みなさんの農地に立ち入らせていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】農業委員会事務局 ☎6-2110